

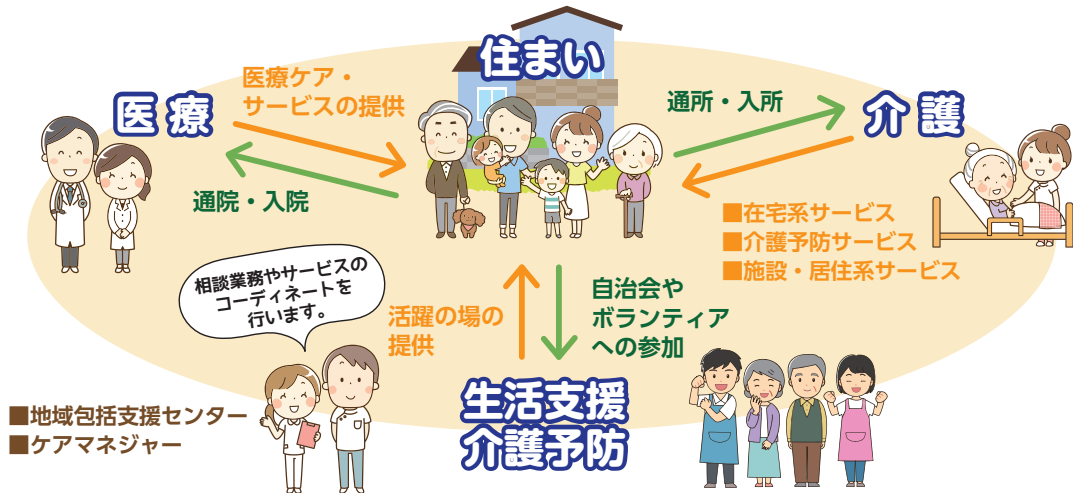
# 第9期いきいきかぬま長寿計画を策定しました

高齢福祉課長寿推進係 ☎(63)2288  
介護保険課介護保険係 ☎(63)2283

団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年頃まで高齢者人口は増え続けると予測されており、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するために必要な支援の担い手不足が懸念されています。こうした将来を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援などが一体となって高齢者を地域全体で支える体制「地域包括ケアシステム」の重要性が一層高まっています。

「第9期いきいきかぬま長寿計画」は、令和22年を見据え、本市が目指すべき今後の方向性を示すものです。

## 地域包括ケアシステムのイメージ



## 第9期いきいきかぬま長寿計画の概要

### 基本理念

笑顔あふれるやさしいまち  
～健康長寿のまち“かぬま”を目指して～

「笑顔あふれるまちづくり」を基本に、健康寿命の延伸のための施策を意識し、まちづくりを進めていきます。

### 基本目標

基本理念に基づき、次の6つの基本目標を掲げて第9期計画を推進します。

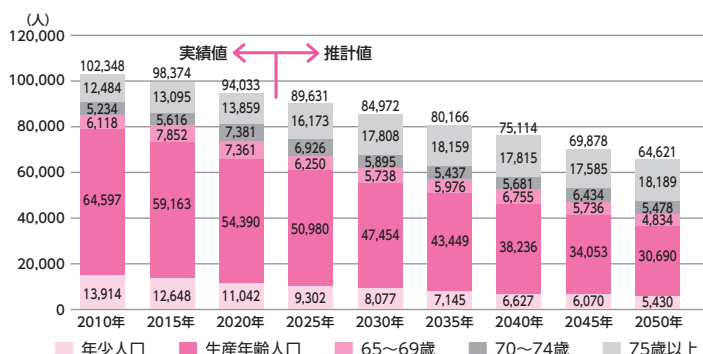
- 1 生きがいづくりと社会参加の推進
- 2 介護予防と在宅生活支援の推進
- 3 支えあえる地域づくりの推進
- 4 認知症施策・権利擁護施策の推進 (認知症施策推進計画)
- 5 介護サービスの充実・強化
- 6 介護保険制度の円滑な推進

### 計画期間

令和6年度から令和8年度まで

### 市の高齢者人口の現状と将来推計

平成22(2010)年には10万人を超えていた本市の人口は減少を続けており、人口構成をみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方で高齢者人口は増加しています。この傾向は今後も続き、令和22(2040)年には高齢化率が40%を超えると予想されています。



# 令和6年度からの第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が決まりました

介護保険料は3年に1度見直しを行っています。令和6年度から9年度までの保険料は、令和3年度から5年度と同額の基準月額5,700円となりました。

国の方針に併せ、標準段階を12段階から13段階に変更し、標準段階1から3までの保険料の引き下げを行いました。

標準段階	基準額に対する保険料率(軽減率)	保険料額 (年額の百円未満を切捨)		対象者
		月額 (公費軽減後)	年額 (公費軽減後)	
1	×0.455 (×0.285)	2,593円 (1,624円)	31,100円 (19,400円)	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
				市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
2	×0.685 (×0.485)	3,904円 (2,764円)	46,800円 (33,100円)	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
3	×0.69 (×0.685)	3,933円 (3,904円)	47,100円 (46,800円)	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
4	×0.90	5,130円	61,500円	市民税世帯課税、本人非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
5	×1.00	5,700円	68,400円	市民税世帯課税、本人非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超
6	×1.20	6,840円	82,000円	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満
7	×1.30	7,410円	88,900円	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満
8	×1.50	8,550円	102,600円	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満
9	×1.70	9,690円	116,200円	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満
10	×1.90	10,830円	129,900円	本人市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満
11	×2.10	11,970円	143,600円	本人市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満
12	×2.30	13,110円	157,300円	本人市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満
13	×2.40	13,680円	164,100円	本人市民税課税で合計所得金額が720万円以上

※標準段階の5段階を基準月額としています。

